

岩手県告示第195号

母子福祉資金等償還協力員設置規程を廃止する告示を次のように定める。

平成27年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

母子福祉資金等償還協力員設置規程を廃止する告示

母子福祉資金等償還協力員設置規程（昭和37年岩手県告示第421号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。